

○群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例

平成十一年十二月二十二日条例第九十一号

改正

平成一八年一〇月一八日条例第五七号

令和 五年 六月二三日条例第四二号

令和 六年一二月二〇日条例第七八号

群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例をここに公布する。

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）の規定により宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第二条 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を申請する者等は、別表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

(手数料の納付方法)

第三条 手数料の納付については、群馬県収入証紙条例（昭和四十一年群馬県条例第六号）の定めるところによる。

(手数料の返還)

第四条 納付した手数料は、返還しない。

(手数料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、施行日以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る

手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年十月十八日条例第五十七号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、この条例の施行の日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和五年六月二十三日条例第四十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年十二月二十日条例第七十八号）

（施行期日）

1 この条例は、令和七年五月二十六日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「旧法」という。）第八条第一項本文の許可を受けた者が、旧法第十二条第一項本文の規定により、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときの手数料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第二条関係）

区分	金額
一 法第十二条第一項本文又は第三十条第一項本文の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工	次の各号に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、当該各号に定めらる額 (一) 五百平方メートル以内の場合 一万五千元 (二) 五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 二万六千元

<p>事の許可を申請する者</p>	<p>(三) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 三万七千円</p> <p>(四) 二千平方メートルを超え三千平方メートル以内の場合 五万五千円</p> <p>(五) 三千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 六万六千円</p> <p>(六) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 八万九千円</p> <p>(七) 一万平方メートルを超え二万平方メートル以内の場合 十四万千円</p> <p>(八) 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の場合 二十一万六千円</p> <p>(九) 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の場合 三十三万六千円</p> <p>(十) 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内の場合 四十七万五千円</p> <p>(十一) 十万平方メートルを超える場合 六十一万三千円</p>
<p>二 法第十二条第一項本文又は第三十条第一項本文の規定により土石の堆積に関する工事の許可を申請する者</p>	<p>次の各号に掲げる土石の堆積を行う土地の面積の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(一) 五百平方メートル以内の場合 一万三千円</p> <p>(二) 五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合 一万六千円</p> <p>(三) 千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合 一万八千円</p> <p>(四) 二千平方メートルを超え三千平方メートル以内の場合 二万千円</p> <p>(五) 三千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合 二万九千円</p> <p>(六) 五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合 三万三千円</p> <p>(七) 一万平方メートルを超え二万平方メートル以内の場合 三万九千円</p> <p>(八) 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の場合 五万三千円</p> <p>(九) 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の場合 七万二千円</p> <p>(十) 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内の場合 十万六千円</p> <p>(十一) 十万平方メートルを超える場合 十二万九千円</p>
<p>三 法第十六条第一項本文又は第三十五条第一項本文の規定により宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更の許可を申請する者</p>	<p>申請一件につき、次に掲げる額を合算した額（その額が六十一万三千円を超えるときは、六十一万三千円）</p> <p>(一) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（次号に規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、切土又は盛土をする土地の面積（同号に規定する変更がない場合であって、切土又は盛土をする土地の面積の縮小を伴うときは、当該縮小後の面積）の区分に応じ、一の項に定める金額に十分の一を乗じて得た額</p>

	<p>(二) 切土又は盛土をする土地の面積の増加を伴う宅地造成に関する工事の計画の変更については、その増加する土地の面積の区分に応じ、一の項に定める額</p> <p>(三) その他の変更については、一万円</p>
<p>四 法第十六条第一項本文又は第三十五条第一項本文の規定により土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可を申請する者</p>	<p>申請一件につき、次に掲げる額を合算した額（その額が十二万九千円を超えるときは、十二万九千円）</p> <p>(一) 土石の堆積に関する工事の計画の変更（次号に規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（同号に規定する変更がない場合であって、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴うときは、当該縮小後の面積）の区分に応じ、二の項に定める金額に十分の一を乗じて得た額</p> <p>(二) 土石の堆積を行う土地の面積の増加を伴う工事の計画の変更については、その増加する土地の面積の区分に応じ、二の項に定める額</p> <p>(三) その他の変更については、一万円</p>
<p>五 法第十八条第一項又は第三十七条第一項の規定により中間検査を申請する者（法第十五条第一項又は第三十四条第一項の規定により、当該工事が法第十二条第一項又は第三十条第一項の許可があったものとみなされる場合を除く。）</p>	<p>次の各号に掲げる切土又は盛土をする土地の面積の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(一) 三千平方メートル以内の場合 三千七百元</p> <p>(二) 三千平方メートルを超え二万平方メートル以内の場合 五千六百元</p> <p>(三) 二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の場合 九千四百元</p> <p>(四) 四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の場合 一万六千円</p> <p>(五) 七万平方メートルを超え十万平方メートル以内の場合 二万八千円</p> <p>(六) 十万平方メートルを超える場合 三万九千円</p>